

件名	職員のリモートワークについて
受付日	令和3年7月29日
ご意見・ご提案の概要	<p>電話で県庁に問い合わせをしたところ、担当職員がリモートワークをしており、電話を繋げないと言われた。</p> <p>リモートワーク自体はコロナ禍で推奨されるが、ただの休暇になっていないか。</p>
県の考え方	<p>現在、県では、必要な行政機能を維持しつつ、職場内での感染拡大を防止するため、職員の在宅勤務を推進しています。</p> <p>職場で勤務する職員が、在宅勤務中の職員あての電話を受けた場合は、在宅勤務中の職員から電話やメール等により折り返し連絡させるなど、適切に取次ぎを行うべきであり、その旨、全ての職員に対し、通知文書や会議の場を通じて、繰り返し周知徹底を図っております。</p> <p>また、在宅勤務中の職員と職場との連絡を密にし、業務遂行状況を上司が把握することで、適切な勤怠管理・業務管理を行っております。</p> <p>今後も、在宅勤務の推進が行政サービスの低下につながることはないよう、在宅勤務中における適切な電話対応等について、職員に徹底してまいります。</p>
担当課	総務部 人事課